

京都市教育委員会教育長訓令甲第7号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成18年1月19日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条指導部の教学校指導課の項第15号中「課内」の右に「、スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室」を加え、同項の次に次の1項を加える。

スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室

- (1)スチューデントシティ及びファイナンスパークの開設に係る企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2)スチューデントシティ及びファイナンスパークの開設に係る施設整備に関すること。
- (3)京都こどもモノづくり塾(仮称)の企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成18年1月20日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)